

令和 7 事業年度

事業計画

(令和 7 年 3 月 21 日大臣認可)

特別民間法人
高圧ガス保安協会

目 次

1. 事業環境	1
2. 活動理念	1
3. 活動方針	2
4. 事業計画の要点	2
5. 収支予算の概要	4
6. 個別の事業	5
6.1. 水素・CCS の社会実装に向けた取組み	5
6.2. システム審査登録事業	8
6.3. 機器検査事業	10
6.4. 保安技術審査事業	13
6.5. 試験・教育事業	17
6.6. 技術基準の制定・改廃、審査等	23
6.7. 広報活動の推進と機関紙等による情報発信	26
6.8. 協会運営の強化と将来を見据えた基盤の整備等	28

1. 事業環境

当協会に関連する国の政策として、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）と二酸化炭素の貯留事業に関する法律（CCS 事業法）が令和 6 年 5 月に成立した。また、GX2040 ビジョン、第 7 次エネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画が令和 7 年 2 月 18 日に閣議決定された。

これらの政策により、鉄鋼・化学等の産業や、モビリティ、発電といった、脱炭素化が難しい分野において、水素、アンモニア等の利用、CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）の活用といった GX（グリーントランスフォーメーション）を推進するための事業環境の整備が進められている。

このように当協会をとりまく環境が変革の時期にあることを踏まえ、令和 7 年度は、法定講習、国家試験、検査、認定などの高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）に基づく事業を、引き続き確実に実施していくことを基本としつつ、水素等の安全な普及を促進するため、技術基準の整備を積極的に進める。また、温室効果ガスの排出量検証、水素保安の資格・講習制度の整備など、社会ニーズを踏まえた新たな事業にも挑戦していく。これらの活動をもって、産業保安の確保と振興に寄与する。

2. 活動理念

令和 7 年度は、前述のような事業環境の中で、一人ひとりが以下の活動理念をもとに活動を行っていくこととする。

<活動理念>

- ◆ 「変える勇気」をもち、「変わる努力」をする。
- ◆ 保安のプロとして、産業保安の将来のあるべき姿に向けて、絶えず挑戦を続ける。
- ◆ 「一人の一万歩」より「一万人の一步」の意識で、すべての関係者と協力して課題解決に取り組む。

3. 活動方針

令和 7 年度は、前述の活動理念に基づき、以下を活動方針と定め、それぞれの事業を行っていくこととする。

<活動方針>

- ◆ 新しい分野へのチャレンジ
- ◆ 確実な事業の実施
- ◆ 協会運営の強化と将来を見据えた基盤の整備
- ◆ サービスの向上と積極的な情報提供

4. 事業計画の要点

(1) 水素・CCS の社会実装に向けた取組み

- 「しっかりとした保安という土台の上に振興という家を建てる」という基本理念に基づき、安全確保を大前提に、実証試験による科学的データの取得、技術基準の整備などの必要な対応を行う。
 - 令和 6 年 8 月に制定した「水電解装置に関する基準」の水電解装置に関する ISO 規格の改正動向(令和 7 年夏ごろ改正見込み)を踏まえた速やかな見直し
 - 大型液化水素貯槽の技術基準整備に向けた液化水素大量漏えい時の影響評価手法の開発
 - CCS パイプラインに関する基準、大型液化水素貯槽に関する基準の原案作成に向けた検討
- ISO 規格などの国際標準への積極的な活動、海外関係機関との連携の強化を行う
 - ISO/TC197 への参画を通じた国際標準への関与
 - 日韓水素アンモニア等協力対話の下での「水素等の安全に関する作業部会」をはじめとした海外関係機関との情報の共有

(2) 水素保安の資格講習制度の整備

- 水素の導入拡大を見据えた安全確保を確実なものとし、併せて水素関連産業の振興を進めるため、事業者側のニーズを踏まえながら、水素保安に係る自主講習を先行して立ち上げつつ、将来の資格講習制度の創設に向けて取り組む。
- 令和 7 年度は、液化水素の保安に係る自主講習を令和 8 年度のできるだけ早期から開始するため、視聴覚教材のコンテンツ制作等を行う。

(3) 温室効果ガス排出量検証事業

- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX 推進法）に基づき令和 8 年度から本格稼働する温室効果ガス排出量取引制度について、令和 7 年 2 月に設置した「GHG 検証事業推進チーム」が排出量の検証等を行う第三者機関として事業を実施するため、試行的な検証等の実施などの必要な準備を進める。

(4) 検査・認定等の体制整備と自主保安の推進

- 水電解装置に関する基準に基づく自主認証業務を新たに開始する。
- 水素関連でニーズが高まっている事前評価業務について、正確性を維持しつつ、業務を効率的・迅速に行うための体制の整備を行う。
- 令和 7 年 2 月に設置した「水素等保安技術支援チーム」等が水素社会推進法に基づく業務等を行う。
- 認定高度保安実施者、自主保安高度化事業者の認定調査等を通じて、認定事業者の拡大に努め、事業者の自主保安を推進する。

(5) KHK 技術基準の制定・改正等

- 社会ニーズへの即応、最新の技術的知見等の反映のために、技術基準整備 3 年計画に基づき技術基準の整備を計画的に進める。
 - 新規制定 : CCS パイプラインに関する基準など
 - ※ 大型液化水素貯槽に関する基準は令和 7 年度の実証実験を経て、令和 8 年度中に制定予定
 - 見直し・改正 : 水電解装置に関する基準、高圧ガスの配管に関する基準など

(6) 将来を見据えた基盤の整備

- 産業保安に係る公的機関として求められる社会的要請を踏まえ、コンプライアンスの推進、情報セキュリティ対策を確実に実施するとともに、人材育成、人材確保、基幹システムの整備を実施する。

(7) 4支部の廃止に向けた業務実施体制の見直し

- 令和8年3月末の北海道、東北、四国及び九州支部の廃止に向け、関係者との調整、業務実施体制の見直しなどの必要な手続きを進める。

5. 収支予算の概要

特別勘定1については、法定義務講習の受講申込者数の減少と手数料改定による減収が見込まれており、収入は1,069百万円を見込んでいる。

特別勘定2については、試験出願者数が前年度に比して若干数減少することが見込まれており、収入は550百万円を見込んでいる。

一般勘定については、手数料改定により機器検査事業における検査・認定等の収入は増加するものの、容器、附属品、特定設備等の検査の件数は一定程度減少することが見込まれる。また、法定講習の受講申込者数の減少に伴う図書等の販売が減少することが見込まれる。このため、収入は2,881百万円を見込んでいる。

以上の結果、令和7年度の協会の総予算額は、4,500百万円を見込んでいる。

注 上記の数字は四捨五入のため、端数が一致しない場合がある。

6. 個別の事業

6.1. 水素・CCS の社会実装に向けた取組み

6.1.1. 水素・CCS 関連の技術開発・基準整備

2050 年カーボンニュートラルの実現、2030 年の温室効果ガス排出量 46%削減といった政府目標に向けた政策や取組みが関係省庁で検討されており、民間企業においては様々な産業分野で水素利用に関する技術開発・実証が活発化している。こうした中、水素社会推進法及び CCS 事業法が令和 6 年 5 月に制定され、大規模な水素サプライチェーンの構築に向けた取組みが活発化している。

こうした状況を踏まえ、安全・安心な水素社会の実現に向けて、水素等及び CCS に関して、「しっかりとした保安という土台の上に振興という家を建てる」という基本理念に基づき、安全確保を大前提に、実証試験による科学的データの取得、技術基準の整備などの必要な対応を行う。具体的には、令和 6 年 8 月に制定した水電解装置に関する KHK 技術基準について国際規格の改正動向等を踏まえた見直し、極低温の液化水素が大量に漏えいした場合等の影響を把握するための大型液水貯槽の影響評価手法の開発を行う。また、発電等の燃料として取り扱われるアンモニア、CCS として分離・回収、輸送、貯留で取り扱われる二酸化炭素に関しては、その取扱いが国内では十分な実績があるとは言えないことから、海外の事故や研究に関する調査を行い、必要に応じて漏えいによる影響評価手法などの開発を行う。また、CCS 事業法の導管輸送事業の施行を見据えて、CCS パイプラインに関する KHK 技術基準の原案作成を行う。

6.1.2. 水素・CCS 関連の国際標準化と海外関係機関との連携

国際活動では、ISO 規格などの国際標準化への積極的な活動、海外関係機関との連携の強化を行っていく。

- ・ ISO/TC 197 の活動に積極的に参画し、水電解装置に関する ISO 規格をはじめ、国際標準への積極的な活動を行っていく。
- ・ 協会と韓国ガス安全公社（KGS）が日韓水素アンモニア等協力対話の下で運営している水素の安全に関する作業部会では、日韓における水素の規制動向、事故、技術基準などの情報の共有を積極的行っていく。
- ・ JRC（欧州委員会 Joint Research Centre）とは、事故情報をはじめとした水素に関する情報共有を図り、連携を強化していく。
- ・ 協会が加盟している海外の関係機関である CHS（Center for Hydrogen Safety）、HySafe（International Association for Hydrogen Safety）、GCCSI（Global CCS Institute）とは、海外の事故を始めとした安全に関する情報の収集や国際的なネットワーク構築を行う。
- ・ 韓国ガス安全公社（KGS）、中華民国工業安全衛生協會（ISHA）とは、定期交流などにおける意見交換を積極的行う。

6.1.3. 水素保安の資格講習制度の整備

水素の導入拡大を見据えた安全確保を確実なものとし、併せて水素関連産業の振興を進めるため、事業者側のニーズを踏まえながら、水素保安に係る自主講習を先行して立ち上げつつ、将来の資格講習制度の創設に向けて取り組む。

令和 7 年度は、液化水素の保安に係る自主講習を令和 8 年度のできるだけ早期から開始するため、視聴覚教材のコンテンツ制作等を行う。

6.1.4. 水素・CCS 関連の情報発信・収集

(1) 外部機関、団体等との連携

行政機関、民間企業、関係団体等との意見交換を積極的に行い、水素・CCS の社会実装に向けての課題を絶えず把握し、関係者と協力して対応していく。具体的には、協会の水素・CCS に関する取組みを積極的に発信するため、外部団体等での講演、外部委員会への参画、学会発表などの機会を捉えて情報を発信していく。

また、協会が加盟している（一社）水素バリューチェーン推進協議会、（一社）クリーン燃料アンモニア協会の活動を通じて、高圧ガス分野のみならず、水素サプライチェーン全般（つくる・ためる・はこぶ・つかう）で水素・CCS の専門家として貢献していく。

(2) KHK 水素セミナー

水素の社会実装に向けた情報提供の機会として、国の政策動向、協会の活動、事業者の先進的な取組み事例などの最新情報を広く発信するためのセミナーを開催する。

(3) 水素利用の安全確保に関する情報提供

水素の社会実装に向けた取組みが活発化する中、今後の普及拡大を見据えて、事業者等からの水素に関連する技術的な相談等に対して適切に対応する。

(4) 水素関連情報の整備

水素、アンモニア、CCS などに関する協会の活動、政策動向などの情報を協会ウェブサイト、協会機関紙、外部講演などを活用して積極的に発信していく。

6.2. システム審査登録事業

6.2.1. システム審査登録等

公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)から認定を受けた認証機関として、適合事業者の登録・公表を行う。令和7年度の審査件数は、以下を見込んでいる。

種類		令和7年度 見込	令和6年度 実績見込
ISO9001	品質マネジメントシステム (QMS)	669 件	691 件
ISO14001	環境マネジメントシステム (EMS)	419 件	435 件
ISO22000	食品安全マネジメントシステム (FSMS)	6 件	6 件
ISO45001	労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS)	32 件	32 件

また、令和7年度は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）に基づき令和8年度から本格稼働する温室効果ガス排出量取引制度について、令和7年2月に設置した「GHG 検証事業推進チーム」が排出量の検証等を行う第三者機関として事業を実施するため、試行的な検証等の実施などの必要な準備を進める。

このほか、以下に取り組む。

- ・ 適用される認定基準（JIS Q 17021-1）への適合を確実にするとともに、ISO 審査センターにおけるマネジメント機能の充実とリスク管理に基づく審査登録（認証）システムの高度化を図る。
- ・ 受審組織の要望を具体的に捉え、確実に応える審査の実現へ向け、審査プロセスを適宜見直すこと等により、審査がもたらす有効性の更なる改善を図る。
- ・ 新規審査員の採用により審査対応能力の拡大を図るとともに、審査員の資質向上や技術的専門性の深化等を推進する。

6.2.2. マネジメントシステム審査登録の業務展開に向けた取組

マネジメントシステム審査登録の顧客の維持・獲得に向けて、以下に取り組み、積極的な営業活動を展開する。

- ・ 登録企業との双方向コミュニケーション、PR の充実を図り、顧客満足と ISO 審査センターのプレゼンスの改善・向上に取り組む。
- ・ 新たな顧客獲得に向け、関係構築を進めてきた各地の中小企業支援機関、金融機関と

の各種イベント共催等を通じ、積極的な営業活動を展開する。

- ・ 中小規模の顧客が多い中部地区において、ISO 審査センター直轄の「中部チーム」が丁寧なアフターサポートを展開し、顧客の定着を図る。
- ・ 労働安全衛生、医療機器、食品安全の各マネジメントシステムの認証サービスのスケールアップに向けて、これまで確保・育成を進めてきた人材を積極的に投入し、各種広報、セミナー等を通じて、認証企業増に取り組む。
- ・ 各種セミナー等において収集したアンケートの分析結果を通じてマーケットニーズの把握を行い、顧客のニーズに応じた業務展開をより一層推進する。
- ・ ISO 審査センターのホームページ、ISO 情報交換会他各種イベントなども通じて情報提供活動の多角化と相互連携を推進する。
- ・ 長年にわたり協会の認証を継続している企業に対し、令和7年度より表彰制度を開始する。これにより、認証企業のマネジメントシステムの構築・運用に関するモチベーション向上及び協会の審査登録（認証）の価値向上に繋げる。

6.2.3. ISO 審査関連の情報提供

(1) ISO 審査関連セミナー

ISO マネジメントシステム規格に関する認証取得・維持のために必要な内部監査員養成を目的とした研修並びに同システムの効果的運用に関するセミナーを開催する。

具体的には、ISO9001 及び ISO14001 内部監査員養成セミナー（集合型）、ISO マネジメントシステム活用セミナー（出張型、オンライン型）など、顧客ニーズを踏まえたセミナーを開催し、顧客満足の向上に努めるとともに、更なるコンテンツの充足を図る。

(2) ISO 審査関連情報誌（ISO letter）

登録企業への情報提供のツールとして、ISO letter を定期的に発行する。ISO letter の内容については、顧客ニーズを踏まえた上で充実化を図るとともに、ISO 規格及び ISO マネジメントシステムに関する最新の話題紹介を含める。

(3) ISO 情報交換会

マネジメントシステムの効果的な運用事例に関する情報を提供するため、登録企業向けに ISO 情報交換会を開催する。このような登録企業向けサービスにより、既存顧客の登録辞退や他機関への認証移転を減らすよう努める。更に、登録企業に提供していた ISO 入門勉強会を登録企業以外へも公開する等、顧客獲得の機会としても活用する。

6.3. 機器検査事業

6.3.1. 機器検査等

機器検査等は、正確性を維持しつつ、より効率的に業務を実施する。

新たな取り組みとして、令和6年8月に制定した水電解装置に関する基準に基づく自主認証業務を開始する。また、水素関連でニーズが高まっている事前評価業務について、正確性を維持しつつ、業務を効率的・迅速に行うための体制の整備を行う。

令和7年度の機器検査等の見込みは以下のとおり。

種類	令和7年度 見込	令和6年度 実績見込
完成検査及び保安検査		
・ 完成検査	30 件	26 件
・ 保安検査	1,755 件	1,706 件
輸入検査	0 件	0 件
容器検査等		
・ 容器検査及び容器再検査	267 万本	273 万本
・ 容器製造業者の登録に係る調査	0 件	0 件
・ 登録容器製造業者に係る容器の型式試験	0 件	0 件
・ 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更	46,030 本	48,449 本
附属品検査等		
・ 附属品検査及び附属品再検査	960 万個	1,015 万個
・ 附属品製造業者の大臣登録に係る調査	0 件	0 件
・ 登録附属品製造業者に係る附属品の型式試験	0 件	0 件
特定設備検査等		
・ 特定設備検査	18,181 基	18,894 基
・ 特定設備製造業者の大臣登録に係る調査	0 件	1 件
・ 登録特定設備製造業者に係る特定設備基準適合証 の交付	118 件	118 件
指定設備の認定等		
・ ユニット型冷凍装置の認定	98 件	93 件
・ 窒素ガス製造用空気分離装置の認定	0 件	1 件

種類	令和 7 年度 見込	令和 6 年度 実績見込
・ 認定指定設備（ユニット型冷凍装置）の移設に係る調査	2 件	2 件
・ 認定指定設備（窒素ガス製造用空気分離装置）の移設に係る調査	0 件	1 件
・ 認定指定設備（窒素ガス製造用空気分離装置）の交換に係る調査	0 件	1 件
高圧ガス設備試験	14,367 件	15,124 件
大臣認定試験者事前評価等審査		
・ 新規調査	2 件	2 件
・ 拡大調査	5 件	4 件
・ 確認調査	41 件	35 件
冷媒設備の溶接施工法承認、強度試験適用承認及び設計強度確認試験	35 件	231 件
冷凍則の大臣認定試験者事前評価等審査		
・ 新規調査	0 件	7 件
・ 拡大調査	0 件	0 件
・ 確認調査	1 件	0 件
・ 型式承認	8 件	200 件
大臣特認に係る特定案件事前評価等		
・ 大臣特認に係る特定案件事前評価	20 件	17 件
・ 容器等の基準・規格に係る事前評価（地震動の評価に係るものを除く。）	100 件	97 件
アセチレン容器多孔質物性能試験	11 件	1 件
CE 移設性能検査	41 件	45 件
LP ガス用ガス漏れ警報器等の検定		
・ LP ガス用ガス漏れ警報器の検定（第 2 検定）	2,529,200 個	2,438,008 個
・ 不完全燃焼警報器の検定（第 2 検定）	19,200 個	16,180 個
・ LP ガス用検知器の検定（第 2 検定）	1,350 個	1,350 個
委託検査	899 件	991 件
特定ガス工作物使用前検査	60 件	62 件
液化石油ガスバルク供給用附属機器の型式認定	26 件	7 件

種類	令和 7 年度 見込	令和 6 年度 実績見込
小型高圧ガス容器型式認定	12 件	6 件
簡易容器検査	0 件	0 件
SFE/SFC 認定調査	78 件	122 件
CE 施設保安点検等	0 件	0 件
高圧ガスプラント検査事業者の認定	8 件	9 件
液化石油ガスタンクローリ検査事業者の認定	3 件	2 件

6.3.2. 高圧ガス設備担当学会議

特定設備、高圧ガス設備等の設計、製造、試験・検査に係る運用統一を目的に、申請者等から照会のあった諸問題のうち、共通性のある事項を周知するための会議を開催する。

6.3.3. 冷凍教育検査事務所ブロック会議等

(1) 冷凍教育検査事務所ブロック会議

全国の冷凍教育検査事務所との連携を密にし、法改正等の最新の動向及び高圧ガス保安法の解釈などに関する情報提供のほか、事務所運営、検査員の高齢化、検査実施上の問題点等について、冷凍教育検査事務所専用 HP を活用し双方向の情報発信を行う。

(2) 新任保安検査員等を対象とした実地研修会等

令和 6 年度に引き続き、冷凍教育検査事務所に所属する冷凍保安検査員の保安検査技術の向上を図るため、新任保安検査員等を対象とした実地研修会を開催する。また、冷凍保安検査員相互の情報交換等により検査内容の厳正化、均一化を推進するため、冷凍保安検査員自主研修会の実施・支援を行う。

6.4. 保安技術審査事業

6.4.1. 認定調査等

認定調査等は、正確性を維持しつつ、より効率的に業務を実施する。

産業保安のスマート化について、特定認定高度保安実施者及び認定高度保安実施者の認定に係る調査をはじめとした認定調査業務を確実に実施するとともに、認定調査等を通じて、認定事業者の拡大に努め、事業者の自主保安を推進する。

令和7年2月に設置した「水素等保安技術支援チーム」等が水素社会推進法に基づく業務等を行う。

令和7年度の認定調査等の見込みは以下のとおり。

種類	令和7年度 見込	令和6年度 実績見込
自主保安高度化事業者の認定に係る調査		
・ 新規	4 件	2 件
・ 更新	0 件	1 件
認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る調査（2026 年廃止）		
・ 新規	0 件	0 件
・ 更新	1 件	5 件
・ 認定区分の拡大等による追加	0 件	0 件
特定認定完成検査実施事業者及び特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（2026 年廃止）		
・ 新規	0 件	0 件
・ 更新	0 件	1 件
・ 開放検査拡大更新	0 件	0 件
保安検査方法の認定に係る事前評価		
・ 認定高度保安実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価	0 件	0 件
・ 認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価（2029 年で廃止）	0 件	2 件
耐震構造計算プログラムの認証		
・ プログラムの認証	0 件	0 件

種類	令和 7 年度 見込	令和 6 年度 実績見込
・ 確認調査	5 件	10 件
地震動の評価に係る詳細基準事前評価	1 件	3 件
液化石油ガス法施行規則に係る詳細基準事前評価	0 件	0 件
冷凍空調施設工事事業所等の認定		
・ 冷凍空調施設工事事業所の認定	585 件	2,115 件
・ 冷凍機器溶接士の認定	120 件	88 件
容器所有者の登録		
・ 新規登録	97 件	149 件
・ 更新	2,296 件	523 件
委託調査		
・ 耐震補強に係る調査	0 件	0 件
・ 適合性評価関係	2 件	5 件

6.4.2. 高圧ガス事故の調査等

(1) 高圧ガス事故の調査

高圧ガス事故災害に対して、必要に応じ現場調査、関係者のヒアリングなどを行い、情報収集に努めるとともに、精度の高い事故解析を実施する。その解析結果に基づき、事故から得られた教訓、再発防止策などについて積極的に情報発信を行う。

また、行政、事業者が設置する事故調査委員会等に協力、支援を行うとともに、事故事例データベースの提供等事故事例の共有化と教材化を推進する。

(2) 自主保安セミナー

高圧ガス製造事業者全般を対象に、高圧ガス製造事業者の保安管理活動、自主保安活動に対する情報提供等を目的に、事故の教訓と保安管理技術セミナーなどの自主保安セミナーを開催する。

6.4.3. 液化石油ガス保安対策推進

(1) 液化石油ガス法の保安機関となるために必要な技術に関する指導

国等からの要望に応じ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）第 27 条第 2 項の保安機関となるのに必要な技術に関する指導を行う。

(2) 液化石油ガス消費者に対する保安啓発活動の実施

LP ガス安全委員会（LP ガス関連団体 17 名、関連する省庁 4 名、消費者団体 2 名、計 23 名で構成）の事務局を務め、LP ガス保安ガイド、ポスター、ホームページ等により、一般消費者等に対する保安意識の向上、事故防止の保安啓発を行うとともに、各都道府県 LP ガス協会等が行う LP ガス消費者を対象とした保安啓発活動の支援事業を実施。10 月に LP ガス消費者保安キャンペーンを展開し、LP ガス消費者保安推進大会において保安優良 LP ガス事業者等を表彰する。

(3) 液化石油ガスの保安に係る説明会等の開催

液化石油ガス供給設備・消費設備や保安業務に係る協会の技術基準、経済産業省等から受託した調査研究の成果及び最新の保安情報を広く液化石油ガス業界等へ普及させるための説明会や技術資料の発行等を実施する。

(4) 液化石油ガスタンクローリ事故防止委員会による自主点検活動の推進

日本 LP ガス協会、（一社）全国 LP ガス協会、（一社）日本エルピーガスプラント協会、（公社）全日本トラック協会及び当協会で組織する液化石油ガスタンクローリ事故防止委員会の事務局として、所有者による液化石油ガスタンクローリの保安関係機材等の整備状況に関する自主点検活動を推進する。

6.4.4. 冷凍空調情報の提供

冷凍空調施設工事業所など、冷凍空調関係者向けの情報発信として、保安制度の動向、保安基準等の解説、事故情報等の最新情報をまとめた「冷凍空調情報」を WEB 上で公開する（年間 1 回を予定）。

6.4.5. 調査研究等

(1) 研究開発及び事故調査・解析

自主基準の策定、保安対策の合理化などに寄与するような実践的な調査研究を自主的に推進し、基準策定等に必要となる根拠の明確化に重点的に取り組む。また、これまでの研究活動で蓄積した技術知識、専門性を活用して、高圧ガス事故の調査・解析に積極的に参加する。

(2) 受託試験及び受託研究

民間企業等からの各種材料試験、容器の性能試験、FEM 解析等を用いた受託研究及び受託試験を積極的に行う。また、受託試験、受託研究等の拡大を図りつつ、顧客対象の拡大に努めるとともに、広く社会に役立つよう、新しい基準制定に資する基礎データの獲得など時代の要請を踏まえた調査研究を進めていく。

(3) 学会等への参加、研究成果の周知等

協会外の研究委員会、学会等に積極的に参加すること、博士課程への派遣などの活動を通じて、研究者の活動強化を図るとともに、業界のニーズ及び最新の技術動向を的確に把握し、先導的な調査研究を実施していく。

また、高圧ガス・液化石油ガスの保安のために必要な調査、認定及び助言並びに委託研究を通じて得られた成果について、周知及び普及広報活動を行う。

6.5. 試験・教育事業

6.5.1. 法定講習

法定講習は、令和 6 年度に全てオンライン講習へと移行した。オンライン講習の動画コンテンツについては、受講者の満足度と学習効果の向上のため、順次、改良等（講師の顔出し、説明箇所のハイライト表示、テキスト及び法規集と動画コンテンツとの連動性強化など）に取り組む。また、試験問題の作成において、令和 7 年 1 月に見直した検定試験及び国家試験の作問プロセスに基づき、作問業務の効率化に努める。

義務講習の受講申込者数は、5 年の受講サイクルを踏まえ 38,463 人を見込んでいる。また、資格講習の受講申込者数は、33,072 人を見込んでいる。これにより、法定講習の合計は、71,535 人を見込んでいる（内訳は下表参照）。

なお、移動監視者等、現在の社会情勢を踏まえ潜在需要がある資格については、関係団体等に対し資格に関する広報活動を積極的に行い、需要喚起を促進し、前年度並みの講習申込者数を確保する。

法定講習の種類別受講申込者数見込（人）

種類	令和 7 年度 見込	令和 6 年度 実績見込
製造講習会（大臣）		
・ 甲種化学講習	1,173	1,195
・ 甲種機械講習	1,456	1,482
・ 第 1 種冷凍機械講習	1,043	1,066
製造講習会（知事）		
・ 乙種化学講習	2,130	2,137
・ 乙種機械講習	4,534	4,557
・ 丙種化学液石講習	2,898	2,712
・ 丙種化学特別講習	4,777	4,823
・ 第 2 種冷凍機械講習	1,384	1,487
・ 第 3 種冷凍機械講習	2,498	2,640
販売講習会		
・ 第 1 種販売講習	802	849
・ 第 2 種販売・業務主任者の代理者講習	4,474	4,383
液化石油ガス設備士講習及び技能試験	5,903	5,155

種類	令和 7 年度 見込	令和 6 年度 実績見込
資格講習 小計	33,072	32,486
義務講習会（高圧ガス）		
・ 高圧ガス製造保安企画推進員講習	106	112
・ 高圧ガス製造保安主任者講習	432	432
・ 高圧ガス製造保安係員講習	7,172	7,172
・ 移動監視者講習	2,312	2,312
・ 特定高圧ガス取扱主任者講習	1,356	1,356
義務講習会（液化石油ガス）		
・ 業務主任者講習	6,216	9,262
・ 液化石油ガス設備士再講習	15,394	22,007
・ 充てん作業者再講習	1,602	1,695
・ 保安業務員講習	2,801	2,588
・ 液化石油ガス調査員講習	484	362
・ 充てん作業者講習	588	587
義務講習 小計	38,463	47,885
合計	71,535	80,371

6.5.2. 自主保安講習

令和7年度の自主保安に係る各種講習の受講申込者数は、CE受入保安責任者講習の定員拡大等により、2,725人を見込んでいる（内訳は下表参照）。

自主保安講習の種類別受講申込者数見込（人）

種類	令和7年度 見込	令和6年度 実績見込
ポリエチレン管の施工に係る講習	316	314
配管用フレキ管講習等	1,481	1,420
CE受入側保安責任者講習	520	357
冷凍空調施設工事事業所の認定に係る講習	371	399
CE保安講習	24	24
特殊材料ガス保安講習	13	13
合計	2,725	2,527

6.5.3. 国家試験

経済産業省及び都道府県からの委譲に基づき、高圧ガス製造保安責任者試験、高圧ガス販売主任者試験及び液化石油ガス設備士試験を以下日程で実施する。

種類	試験実施日
高圧ガス製造保安責任者試験	令和7年11月9日（日）
高圧ガス販売主任者試験	
液化石油ガス設備士筆記試験	
液化石油ガス設備士技能試験	令和7年11月30日（日）

令和 7 年度の大臣試験（甲種化学、甲種機械、第一種冷凍機械）の出願者数及び知事試験（その他 9 種）の出願者数は、大臣試験で 4,034 人、知事試験で 43,062 人、合計で 47,096 人を見込んでいる（内訳は下表参照）。

高圧ガス製造保安責任者試験等の種類別出願者数見込（人）

種類	令和 7 年度 見込	令和 6 年度 実績見込
大臣試験		
・ 甲種化学	1,013	1,010
・ 甲種機械	1,580	1,659
・ 第一種冷凍機械	1,441	1,485
大臣試験 小計	4,034	4,154
知事試験		
・ 乙種化学	2,680	2,671
・ 乙種機械	5,466	5,470
・ 丙種化学（液石）	3,453	3,486
・ 丙種化学（特別）	5,410	5,165
・ 第二種冷凍機械	2,652	2,841
・ 第三種冷凍機械	10,354	10,707
・ 第一種販売	3,644	3,254
・ 第二種販売	7,798	8,011
・ 液化石油ガス設備士	1,605	1,634
知事試験 小計	43,062	43,239
合計	47,096	47,393

6.5.4. 免状交付事務

(1) 高圧ガス製造保安責任者免状交付事務（経済産業省からの受託）

高圧ガス製造保安責任者試験のうち、大臣試験（甲種化学、甲種機械、第一種冷凍機械）に合格した者に対して、合格者の交付申請に基づき大臣が発行する免状の交付事務を実施する。

(2) 高圧ガス製造保安責任者等免状交付事務（都道府県からの受託）

高圧ガス製造保安責任者試験等のうち、知事試験（乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売、第二種販売及び液化石油ガス設備士）に合格した者に対して、合格者の交付申請に基づき知事が発行する免状の交付事務を実施する。未受託となっている県については、引き続き、受託の働きかけを実施する。

また、委託事業とは別に、今後を見据えてマイナンバー連携の活用や免状のプラスチックカード化を検討する。

6.5.5. 講演会等

高圧ガスに関する各種情報の提供を目的とした次のような講演会等を開催する。

- ・ お客様のニーズに対応した出張講習
- ・ 保安セミナー（例えば、高圧ガスの基礎講習及び法令関係セミナー）
- ・ 高圧ガス保安実務者向けセミナー（例えば、高圧法の許可・届出セミナー及び保安検査の事例紹介セミナーの開催）
- ・ 地域ニーズに対応した各種セミナー

講演会等は、インターネット環境を利用したオンラインによる開催方式へ主軸を移行したが、講演会等の内容によっては、従前の集合型方式のニーズもあるため、各セミナーの内容に沿った方式で開催する。

6.5.6. 図書等の編集発行等

(1) 図書等の編集発行

法定講習で使用するテキストに関しては、令和7年度は製造保安責任者(甲種、乙種、丙種)のテキスト等について見直しを行うこととする。また、法令関係の知識習得などに活用できる新刊図書を発行する。

(2) 図書目録

協会の出版物を分かり易く紹介する図書目録の最新版を作成し、ウェブサイト上で公開する。

(3) 図書等の販売促進

各種講習がインターネット環境を利用したオンライン化に移行したことを踏まえ、ホームページやメール等による図書等の情報提供を積極的に行い、販売促進を図る。併せて、図書等の情報をより効果的に提供するよう、ウェブサイトなどの改善を継続的に図る。

- ・ 高圧ガス関係法令、技術基準
- ・ 講習会テキスト及び問題集
- ・ 保安教育用テキスト
- ・ その他各種出版物・視聴覚教材
- ・ 高圧ガス保安活動促進週間を中心とした保安啓発用品

6.6. 技術基準の制定・改廃、審査等

6.6.1. KHK 技術基準の制定・改廃及び技術委員会・規格委員会の運営

技術基準整備 3 ヶ年計画に基づき、KHK 技術基準（KHKS 等）の整備を計画的に進める。技術基準の整備においては、定期的な見直しを含めた適切な検討を行うこととし、社会ニーズへの即応、最新の技術的知見等の反映を企図する。

また、技術基準の策定は、規格委員会が実務を担っており、統括諮問機関として位置付けられている技術委員会のレビューを経ることとされている。両委員会が適切に機能するよう着実な運営を行う。

令和 7 年度に予定している主な案件は、以下のとおり。

(1) 圧力容器規格委員会

- ・ 「超高压ガス設備に関する基準（KHKS 0220）」の見直し・改正

(2) 移動容器規格委員会

- ・ 「高压ガス容器バルブ設計・製造基準（KHKS 0124）」の見直し・改正
- ・ 「容器等製造業者登録基準（KHKS 0102）」の見直し・改正
- ・ 「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準（KHKS 0121）」の見直し・改正

(3) 高压ガス規格委員会

- ・ 「保安検査基準（コールド・エバポレータ関係）（仮題）」の制定に向けた検討
- ・ 「定期自主検査指針（コールド・エバポレータ関係）（仮題）」の制定に向けた検討
- ・ 「第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針（KHKS 1800-1）」の見直し・改正
- ・ 「第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針（KHKS 1800-2）」の見直し・改正
- ・ 「高压ガスの配管に関する基準（KHKS 0801）」の見直し・改正
- ・ 「超臨界流体抽出/クロマトグラフシステムに関する基準（KHK/JAIMAS 0901）」の見直し・改正
- ・ 「高压ガス製造事業者のリスクアセスメント・ガイドライン（KHKTD 5810）」の見直し・改正

(4) 冷凍空調規格委員会

- ・ 「冷凍用圧力容器の溶接基準(KHKS 0301)」の見直し・改正
- ・ 「冷凍空調装置の施設基準 (KHKS 0302-3) (可燃性ガスの施設編)」の見直し・改正
- ・ 「危害予防規程の指針 (KHKS 1301)」の見直し・改正

(5) 液化石油ガス規格委員会

- ・ 「液化石油ガス用ガス漏れ警報器基準 (KHKS 0747)」の見直し・改正
- ・ 「液化石油ガス用不完全燃焼警報器基準 (KHKS 0748)」の見直し・改正
- ・ 「液化石油ガス用ガス検知器基準 (KHKS 0749)」の見直し・改正
- ・ 「バルク貯槽用ガス漏れ検知器基準 (KHKS 0750)」の見直し・改正

(6) 供用適性評価規格委員会

- ・ 予定なし

(7) 耐震設計規格委員会

- ・ 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準 (レベル1) (KHKS 0861)」の見直し
- ・ 「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準 (レベル2) (KHKS 0862)」の見直し

(8) 水素等規格委員会

- ・ 「水電解装置に関する基準 (KHKS 0871-1)」の見直し・改正
- ・ 「水電解装置のセルスタックに関する基準 (KHKS 0871-2)」の見直し・改正
- ・ 「CCS パイプラインに関する基準 (仮題)」の制定
- ・ 「大型液化水素貯槽からの漏えい等による影響評価手法に関する基準 (仮題)」の新規制定に向けた検討

6.6.2. 基準の審査（一般詳細基準審査）

業界団体等が作成した規格等、一般に広く活用することを目的とした詳細基準（一般詳細基準）が機能性基準に適合することについて、機能性基準に応じて設置された規格検討委員会において審査を行う。

令和7年度は、業界からの特段の要望がないため、計画段階において審査の申請は見込んでいない。

規格検討委員会	令和 7 年度 見込	令和 6 年度 実績見込
・ 高圧ガス保安基準検討委員会	0 件	0 件
・ 冷凍保安基準検討委員会	0 件	0 件
・ 高圧ガス容器規格検討委員会	0 件	2 件
・ 特定設備基準検討委員会	0 件	0 件
・ 耐震告示関係基準検討委員会	0 件	0 件
・ 液石法関係基準検討委員会	0 件	0 件

6.6.3. 国際標準化活動等への参画

(1) ASME Delegate 制度への参画

ASME（米国機械学会）規格の制定・改定の最新情報を入手し、かつ、ASME 規格に日本の意見を反映するため、ASME の Delegate 制度に参画し、引き続き、ASME 規格策定作業等を行う。

(2) 国際標準化活動への対応

以下の ISO 国内審議団体として、国際標準化活動への対応を行う。

- ・ ISO/TC58（ガス容器専門委員会）
- ・ ISO/TC220（極低温容器専門委員会）
- ・ ISO/TC11（圧力容器専門委員会）

6.6.4. 経済産業大臣への意見具申

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づき、省令改正、例示基準の制定等、高圧ガス及び LP ガスの保安に関する技術的事項について、経済産業大臣に対して意見具申を行う。

6.6.5. 受託事業

協会が有している高圧ガス、液化石油ガス、水素、CCS 等の保安に係る専門的知見を活かし、保安の確保に必要な業務を受託し、これを実施する。

6.7. 広報活動の推進と機関紙等による情報発信

6.7.1. 情報発信力の強化

協会の情報発信力の強化の一環として、策定したルールに基づいて、各種メディアに取り上げられることを目指し、積極的に情報を発信することにより、協会のプレゼンス向上に努める。

特に、激甚化する風水害等自然災害の発生、講習等への影響や容器流出などの事故・災害に関する注意喚起などを、協会ウェブサイトで情報提供する。また、自然災害、新たな感染症の発生状況などによる講習等への影響についても同様に情報提供を行う。

6.7.2. 情報発信ツールの整備・充実

(1) 協会ウェブサイト

協会ウェブサイトを活用し、最新情報を適切に発信するとともにコンテンツの更なる充実を図る。令和7年度も、引き続きカーボンニュートラルのための安全・安心な水素の社会実装に向けた協会の活動について、発信を行う。

(2) メール配信サービス「KHK-Friends」

セミナーの開催案内、出版物の紹介などの協会事業情報に加え、高圧ガス保安法令等の改正動向、KHK 技術基準及び検査・認定事業のマニュアル類の制定・改正情報、高圧ガス事故概要報告書などお客様にとって有益となる情報をタイムリーに配信していく。

(3) 会員向け情報発信サービスの充実

情報機関誌「高圧ガス」を発行することにより、会員のニーズに沿った高圧ガスの保安情報を提供するとともに、協会事業活動に関する情報を発信する。また、特集記事等について会員専用のウェブサイトで公開していく。

6.7.3. 保安活動の促進

(1) 高圧ガス保安全国大会

高圧ガス保安活動促進週間の活動の一環として、高圧ガスを取り扱う者の保安意識の高揚を図り、保安活動の促進等のため、保安活動に顕著な功績を残された事業者や個人を表彰する高圧ガス保安全国大会を実施する。

(2) 地域防災協議会との連携

高圧ガスの移動中の事故防止を図るため、各地域防災協議会との連携を図る。

(3) 全国一般高圧ガス保安団体連合会（全高連）との連携

一般高圧ガスの事故防止と情報交換を図るため、全高連との連携を図る。

6.7.4. 海外との技術交流等の促進

海外との技術交流等を促進するために、次の技術交流等を積極的に行う。

- ・ 韓国ガス安全公社（KGS）との定期会議の開催（令和7年度は韓国で開催）
- ・ 中華民国工業安全衛生協會（ISHA）の年次大会への参加
- ・ 各種国際会議及び関連セミナーへの出席
- ・ 海外諸機関等への技術指導・協力及び調査団の受入

また、海外関係機関等に対して我が国の高圧ガス保安対策の状況等に関する情報を発信していくため、引き続き、協会の年間事業活動をまとめた英語版報告書を発行するとともに、事故情報の国際的共有化に資するため、高圧ガス関係及び液化石油ガス関係事故年報の概要を取りまとめた英文資料を発行する。

6.8. 協会運営の強化と将来を見据えた基盤の整備等

6.8.1. コンプライアンスの推進

(1) 内部監査の確実な実施

協会業務の信頼性維持に貢献するため、協会が行う業務活動に対する内部監査を継続する。内部監査を通じて、各業務活動に対する協会規程類の整備状況、同規程類及び関係法令の遵守状況の確認を行う。また、協会の情報セキュリティを強化するため、情報セキュリティ監査を適切に実施し、運用面・管理面から情報セキュリティ対策の実施状況について確認する。

内部監査は、監査における重点項目、監査対象項目などに対して、経営層の関心事等を反映した内部監査実施計画を作成するとともに、エビデンスの収集・評価を適切に行い、これらに基づき実施する。また、令和8年3月末において廃止する支部については、廃止前に経理業務を対象とした臨時監査を行う。

内部監査結果及び監査における指摘事項を積極的に関係部署にフィードバックするとともに、必要に応じて、協会規程類の見直し、業務改善などの提案を行うことにより、協会業務活動において発生する恐れのあるさまざまなリスクの低減に取り組む。

(2) コンプライアンス教育の実施

協会役職員のコンプライアンスへの関心を高め、その推進を図るため、コンプライアンスハンドブックの理解・浸透に努め、コンプライアンス推進及びコンプライアンス事案の発生防止に取り組む。

令和7年度は、役職員に対する教育（eラーニング等）の実施回数を年1回から年2回に増やすとともに、コンプライアンスに係る情報の発信を定期的に行うことにより、コンプライアンス意識の定着を図る。

6.8.2. 情報セキュリティ対策の充実

近年急増するサイバー攻撃及び情報漏えいリスク低減のため、業務実施に伴い保有する企業情報をはじめとする情報資産について、多層防御の観点から、情報セキュリティ関係規程類の確実な運用と、以下のセキュリティ対策を実施する。

- ・ 協会ネットワーク及び協会ホームページや電子申請サイトの第三者脆弱性診断
- ・ 全役職員を対象とした情報セキュリティ教育の充実
- ・ 標的型攻撃メール対応訓練

6.8.3. 人材育成

(1) 水素・CCS の専門的知識を持つ人材の育成

水素社会推進法及び CCS 事業法の成立を見据え、高圧ガスや保安規制に留まらない分野で活躍できる人材の育成と確保を推進する。

(2) 国際的な人材の育成

専門性と国際性を兼ね備えた人材を育成するため、ISO などの国際会議への積極参加と語学研修を実施する。

(3) 最新技術の動向把握

主に若手職員を対象に最新技術の動向把握と職員の視野を広げるため、CES へ参加する。

(4) 情報セキュリティに関する知識習得

認定高度保安実施者制度において、サイバーセキュリティが認定要件の一つとなっていることなども踏まえ、サイバーセキュリティの研修や関連の資格取得を引き続き推進していく。

6.8.4. 人材確保

水素に関連してニーズが高まっている事前評価業務の効率的・迅速な実施のための体制整備、新たに開始する温室効果ガス排出量検証事業のための体制整備等、業務の確実な実施のための必要な人材の確保を行う。

6.8.5. 就業環境の改善

就業環境の改善のために、以下の取組を進める。

- ・ 年休時季指定義務（年 5 日の年休取得）の確実な実施に努めるべく、引き続き非効率な業務プロセスの見直しなどを行い、年休が取得しやすい職場環境の構築を図る。
- ・ 労働安全衛生法に基づき、メンタルヘルス不調の未然防止を目的としたストレスチェックを引き続き実施する。

6.8.6. 執務環境の改善

組織横断的な協働体制構築による業務の効率化をより高めるため、引き続きフリーアドレス化に向けた執務環境の改善を行い、コミュニケーションの更なる活性化とペーパーレス化を推進する。

6.8.7. 将来を見据えた基盤の整備

(1) 4 支部の廃止に向けた業務実施体制の見直し

令和 8 年 3 月末の北海道、東北、四国及び九州支部の廃止に向け、関係者との調整、業務実施体制の見直しなどの必要な手続きを引き続き行う。

(2) 基幹情報システムの改善

会計・経費精算システムのサポート期間終了に伴い再構築を進めている基幹情報システムについて、10 月より運用を開始する。

(3) 協会技術基盤の強化

横浜市消防局との高圧ガスの保安に係る協定（平成 31 年締結）を通じて人材交流を推進する等、連携の促進に努める。

(4) 支出構造に係る不断の見直し

支出削減は収支改善に直結する即効性の大きなものであるとの認識のもと、コスト意識を更に貫徹するとの方針に基づき、業務に係わる支出項目の全てについて、引き続き聖域を設けずに徹底的な再精査を行う。